

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪名川町長 岡本 信司

市町村名 (市町村コード)	猪名川町 (28301)
地域名 (地域内農業集落名)	清水東地区 (清水東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月3日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

清水東地区は、農業者の高齢化は進んでいるが、農業の継続を行うため集落営農組合を立ち上げ、水稻を中心とした農作業の作業受託を進めるとともに、多面的機能支払交付金を活用し、地域として農地保全の活動を行っている。
一方、水路の老朽化をはじめ、田越しでしか進入できない田での耕作・管理、獣害柵の設置・管理等対応しなければならない課題は多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

新たな作物の導入を検討し、地域の女性も営農に参加しやすい組織体制を構築して、農地保全・経営力強化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

多面的機能支払交付金の対象農地を活用し、その他農地については、放棄地化を防ぐため保全管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者など担い手となる者がいないため、集落営農が担い手となることを見据え法人化を進めながら、集積集約に取り組む。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集団での貸し付けが可能となれば、農地バンクを活用する。

<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>耕作条件向上のため、隣接地域の状況を踏まえ、一部ほ場整備の実施を検討する。整備方法は、中間管理機構を活用し地元負担の軽減を図る。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>収益性の高い作物を作付することで儲かる農業を推し進め、営農組合の組織力を高める。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農地の集約と併せて法人等と受託契約を進める。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>地区外周への鳥獣防止柵の設置 多面的機能支払制度を活用し、用排水施設及び通作道路の整備 高収益作物の導入</p>
--